

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 千加士



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成30年 6月 4日

許可の有効年月日 平成37年 6月 3日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥 (含水率85%以下のものに限る。)
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 6月 4日 当初許可
平成25年 6月 4日 更新許可
平成30年 6月 4日 更新許可 (優良認定)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下、裏面記載)

以下余白

見本